

長寿医療制度〔後期高齢者医療制度〕のお知らせ

平成20年度保険料額決定通知を送付

今回、保険料額決定通知を送付する方は、平成20年5月23日までに長寿医療制度の被保険者になった方です。その後、8月以降に保険料額決定通知を送付します。

平成20年度保険料の軽減割合の拡大について

長寿医療制度の円滑な運営のための負担軽減措置等がとりまとめられましたが、今回送付した「平成20年度保険料額決定通知書」は、それらの特別軽減措置を適用する前の保険料額となっています。

次の特別軽減措置に該当する方には、後日、変更後の保険料額通知書を送付します。

なお、改めて申請等の手続きをさせていただく必要はありません。

軽減割合の拡大内容

①均等割額が7割軽減となっている方

↓均等割額が一律8・5割

軽減となります。

※均等割額5割軽減と2割軽減となっている方については、変更ありません。

②所得割額の計算に係る控除後の所得が58万円以下の方
↓所得割額が一律5割軽減となります。

保険料のお支払い方法の変更について

長寿医療制度の保険料を年金からお支払いいただいている方で次のいずれかの要件を満たす方は、ご希望により口座振替による支払方法へ変更できるようになります。

希望される方は、申し出が必要となります。詳細については、今回送付した保険料額決定通知書同封のチラシをご覧ください。

支払方法変更要件

①国民健康保険税を確実に納付していた方本人(口座は本人の口座)

②連帯納付義務者(世帯主

または配偶者)がいる方で、年金収入が180万円未満の方(口座は連帯納付義務者の口座)

※申請は随時受け付けますが、適用までには一定の期間を要します。10月分の年金からの支払方法を変更したい場合は、8月15日までに手続きしてください。

平成20年度普通徴収納期

期別	納期
1	8月1日～9月1日
2	9月1日～9月30日
3	10月1日～10月31日
4	11月1日～12月1日
5	12月1日～12月25日
6	1月1日～2月2日
7	2月1日～3月2日

今回送付した保険料額決定通知書と一緒に納付書が同封

されていた方は、お近くの金融機関窓口で納付していただくか、口座振替を希望される方は、口座振替依頼書を国保年金課、各支所または金融機関へ提出してください。

◎問い合わせ：

国保年金課医療給付係

☎(55)5107

国保のお知らせ

国民健康保険高齢

受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しております。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい受給者証を保険証と一緒に提示してください。

◎問い合わせ：

国保年金課国保年金係

☎(55)5106

限度額適用認定証を

お持ちの方へ

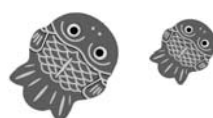
限度額適用認定証の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。

8月以降、入院する場合には、新たに自己負担限度額を示す限度額適用認定証の申請が必要となります。

申請場所 国保年金課または各支所市民福祉課

申請に必要な物 後期高齢者または国保の被保険者証、印かん

◇家計応援◇



JAカード

だんぜん使える

- 新規会員の方：初年度年会費が無料！
- 新規・既会員の方：次のいずれかに該当すれば、次年度年会費も無料！
 - ①年間12万円以上のカードショッピング利用
 - ②電気料金のJAカード支払い
 - ③携帯電話料金のJAカード支払い
- さらに、JAならではの「JAカードオリジナル特典」を実施中！

※くわしくはお近くのJA支店またはMA(マネーアドバイザー)まで…♪



二松市指定金融機関

JAみちのく安達